

手配旅行取引条件説明書(海外)

(株式会社アドベンチャー)

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社アドベンチャー(以下「当社」という。)が手配する旅行であり、お客様と手配旅行契約(以下「旅行契約」という。)を締結することになります。この書面は、旅行業法12条の4に基づきお客様に交付する取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は同法第12条の5及び当社の旅行業約款手配旅行契約の部第10条第1項の契約書面(以下「契約書面」といいます。)の一部として取り扱います。旅行契約の内容及び条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款(手配旅行契約)(以下「当社約款」という。)及びホームページ上の「予約確認・マイページ」に記載したところによります。
- (2) 当社はおお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
旅行業務取扱料金:http://skyticket.jp/doc/yakkan/toriatsukairyoukin_kagai.pdf
- (4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、満員、休業、条件不適等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても手配旅行契約に基づく当社の債務は終了し、当社がその義務を果たしたときは、上記旅行業務取扱料金(手配料金)を申し受けます。
- (5) 運送機関や宿泊機関等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該旅行サービス提供機関の約款が適用になります。

2. 旅行の申込みと旅行契約の成立

- (1) 当社は当社が運営するインターネット上の旅行サイトskyticketのページ上より、お客様のご希望による運送・宿泊機関等をご選択いただき、申込内容入力ページからお申込を受け付けします。ただし、留学相談に申し込まれたお客様については、当社が別途ご案内する申込画面からお申込みください。
- (2) 団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合、当社は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなします。
- (3) 申込内容入力ページに所定事項をご記入いただき、必要な同意確認をしたうえで、申込金又は旅行代金の入金手続を行った上で送信してください。当社が申込金又は旅行代金を受領し、申込完了の通知がお客様に到達した時点をもって旅行契約が成立します。(申込が完了しなかった場合は契約成立とはなりませんので、ご注意ください)申込金は旅行代金又は取送料若しくは違約料のそれぞれ一部として取り扱います。
- (4) 前項にかかわらず、当社は、申込金の支払いを受けることなく契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
- (5) 当社より申込完了の通知を行っているにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合またはエラーメール等お客様側の事情により申込完了の通知が確認できなかったとしても契約成立となりますので、申込送信後に申込完了通知が確認できなかった場合は、ホームページ上の「予約確認・マイページ」にてお客様ご自身でご確認いただくか、当社までご連絡ください。

3. お申込み条件

- (1) 18歳未満の方の海外航空券及びホテルの手配については、保護者が同行される場合のみ承っております。留学手配については、18歳未満の方は保護者の同意書が必要です。
- (2) 健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別の配慮を必要とする方はその旨をお申し出下さい。当社は手配先にその旨をお伝えします。なお、お客様からのお申し出に基づく特別な措置について手配先から費用を請求された場合はお客様の負担とします。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対

して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損もしくは業務を妨害する行為、これらに準ずる行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

- (4) 留学手配において、お客様の性別、年齢、資格、技能その他条件が、当社及び希望される留学先の指定する条件を満たしていないとき、留学先が指定する申込手続の期限までに所定の留学手続を完了できる見通しが無いときは、お申し込みをお断りする場合があります。
- (5) その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

4. ご旅行代金

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けることを条件に、電話、メール、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- (2) 通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (3) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (4) お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申し込みをお断りします。

5. 燃油サーチャージについて

- (1) 燃油サーチャージは、特記がある場合を除いて旅行代金には含まれておりません。出発日や利用運送機関等(航空会社等)により必要となる場合があります。
- (2) 契約成立後に、運送機関等(航空会社等)が燃油サーチャージを増額した場合はその付属分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかに払い戻します。
- (3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をなされる場合は、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

6. 契約書面のお渡し

当社は旅行契約成立後速やかに、電子メールもしくはファクシミリにて契約書面をお送りします。契約書面は旅行日程、旅行サービスの内容、旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(または番号等)で構成されます。

7. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様が旅行契約内容の変更を希望されるときは、当社にご連絡ください。可能な限り対応させていただきます。変更の際に追加代金を要する場合にはお客様の負担とさせていただきます。また、所定の変更手続料金を申し受けます。
- (2) 変更不可の場合は旅行契約を一旦解除した後、再度新規にお申し込みいただきます。その場合には所定の取消手続料金を申し受けます。
- (3) 変更又は取消のいずれの場合もお支払済みの手配料金は返金できませんのでご了承ください。

8. 旅行契約の解除

- (1) お客様の任意解除
お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
 - ① お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
 - ② 未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払い費用

- ③ 当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料
- (2) お客様の責に帰すべき事由による解除
当社は、以下の事由により旅行契約を解除させていただく場合があります。
- ①お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合
②お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できない場合
③そのほかお客様が当社約款、本旅行条件書、skyticket利用規約に違反した場合
上記の場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。
- ・既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料
 - ・その他旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料
- (3) 当社の責に帰すべき事由による解除
当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

9. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限り、
- (2) 手荷物の損害については、損害発生の日から起算して、21日以内に通知があったときに限り、お客様一人当たり15万円(当社に故意又は重過失がある場合を除く)を限度とします。
- (3) 免責事項
お客様が、当社及び手配代行者に故意及び過失のない以下に例示するような事由によって損害を被られた場合、当社はその損害を賠償する責任を負いません。
- a. 天災地変、戦乱、暴動、火災、運送機関の遅延、ストライキ等により出発便が取り消され、又は旅行日程が変更された場合。
 - b. 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
 - c. 運送・宿泊機関等の過剰予約受付(オーバースタッフ)により、予約を取り消され、又は搭乗を拒否された場合。
 - d. お客様がご出発(帰路便)の72時間前までに予約の再確認(リコンファーム)及び出発時間の確認を怠ったために、予約を取り消され、航空券が無効になった場合。
 - e. お客様が集合時間(出発の2時間前)に遅れて搭乗できなかった場合。
 - f. お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭われた場合。
 - g. その他、当社及び手配代行者の管理外の事由により、お客様が損害を被られた場合。
 - h. 旅券(パスポート)の残存有効期間の不足及び査証(ビザ)の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合。
 - i. パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違っている場合。
 - j. お客様のご都合にてご予約された運送機関等のサービスを利用されず、以降の予約が取り消され航空券等が無効になった場合。

10. お客様の責任

- (1) 賠償責任について
お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
- (2) 確認の義務について
お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
また、契約書面を提示した際に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面が希望と異なる内容で記載されたと認識したときは、速やかにその旨を当社に申し出なければなりません。

- (3) 旅券・査証について
現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行って下さい。また、渡航先国に予防接種証明書を必要とされる場合は、当該証明書をお持ち下さい。
- (4) 衛生情報について
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：
<http://www.forth.go.jp/> でご確認下さい。
- (5) 海外危険情報について
渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ」：
<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認下さい。

11. 個人情報の利用目的及び第三者提供について

- (1) 当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提出するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (2) 当社の個人情報保護方針に関しましては、別掲URLをご覧ください。
<http://skyticket.jp/info/privacy.php>

12. その他注意事項

- (1) 運送・宿泊機関の都合(欠航、運休、遅延等)でキャンセルが発生し、運送・宿泊機関でのキャンセル料が免除になった場合でも、弊社所定の「取扱料金」、「事務手数料」に関しましてはご返金の対象外となります。
- (2) お客様のご都合による取消しの場合、及び返金が生じた場合、返金に伴う振込手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。又金融機関のお客様口座への振込みとさせていただきます。
- (3) 旅行契約成立時、お客様の受信端末の不具合等お客様側の事情により電子承諾通知を確認できなかったとしても契約成立致しますので、内容間違え等の理由でキャンセルの場合でも所定のキャンセル料等は発生いたします。
- (4) 運送機関都合によりスケジュールの変更が起きた際に、変更に伴い乗継ぎができずキャンセルになった場合、弊社では航空券等の購入された代金以外の費用(現地ホテル代、その他交通費等)に関しては責任を負いかねます。
- (5) 当旅行契約については当社旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。
- (6) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難であり、また、加害者から賠償が得られた場合であっても、我が国に比較して必ずしも十分なものとは言えないことがあるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。
- (7) 日本への持ち込みが禁止又は規制されている品物は下記のとおりです。これに違反すると関税法などで処罰されたり、所有権放棄、廃棄又は積戻しを命令されることがあります。
- a. ワシントン条約により抵触する動植物及びその産品(例)
一部の漢方薬(ジャコウジカ、熊の胆等)、毛皮、象牙細工、象牙の印材、皮革製品(ワニ、ヘビ、トカゲ)、動物の皮革を使った楽器(胡弓など)、生きている動植物(サル、オウム、ワシ、タカ、ラン、サボテン等)
 - b. 日本へ輸入が禁止されている品物
①あへん、コカイン、覚せい剤等 ②銃砲、爆発物等 ③偽造品、模造品等 ④児童ポルノ、公安風俗を害すべき書籍等 ⑤偽ブランド商品 ⑥家畜伝染病予防法で定める特定の動物、植物検疫法で定める植物

13. 取扱営業所

株式会社アドベンチャー

[本社営業所]

東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー24F

[大阪営業所]

大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB 27階

観光庁長官登録旅行業第2035号

一般社団法人 日本旅行業協会 (JATA) 正会員

【電話番号】03-5224-8845

【営業時間】平日 10:00～18:30(土・日・祝日は休業)

旅行業務取扱管理者:[本社営業所] 富永 怜志、石本 順一

: [大阪営業所] 宇野 瑞季

※旅行業務取扱管理者はお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明の点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

【2023年10月10日改定】